

ご注意

令和6年10月以後に設計検査を申請するみなさまへ

「省令準耐火構造の住宅」の検査方法が変わります！

令和6年10月以後の設計検査申請分※から、省令準耐火構造の住宅の場合、通常の検査に加えて、壁または天井の防火被覆を貫通して設備器具を取り付ける場合の措置を確認します。

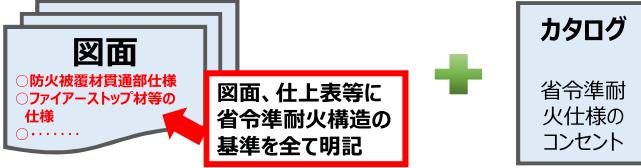
以下のとおり対応をお願いします（省令準耐火構造の基準に変更はありません。）。

○設計検査：防火被覆を貫通して設備器具を取り付ける場合の措置を図面、仕上表等に記載

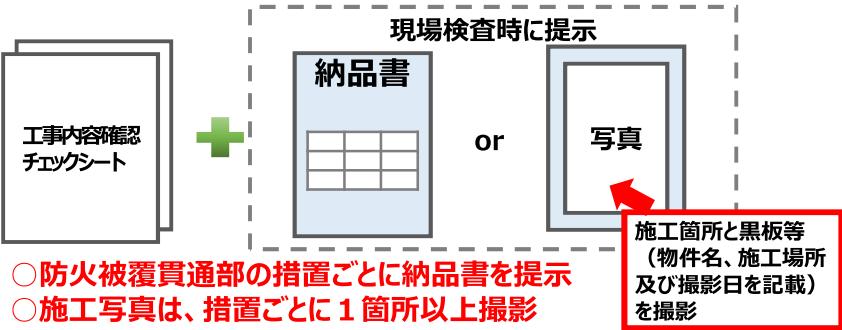
○現場検査：防火被覆を貫通して設備器具を取り付けた場合の措置が設計図書どおりであることがわかる
納品書、施工写真等を提示

※ 設計検査を省略する場合、令和6年10月以後の設計住宅性能評価申請分又は長期優良住宅に係る長期使用構造等である旨の確認申請分から図面等への明記が必要となります。

＜設計検査＞

現行	(追加) 令和6年10月以後の設計検査申請分から						
<ul style="list-style-type: none">■仕様書を提出する場合<ul style="list-style-type: none">・基準の該当箇所を添削しないこと・仕様を選択する部位は全て仕様が選択されていること■仕様書を提出しない場合<ul style="list-style-type: none">・設計図書に全ての基準の内容を明記	<ul style="list-style-type: none">■仕様書を提出する場合、提出しない場合（共通）<ul style="list-style-type: none">・防火被覆貫通部の設備器具の具体的な仕様を図面に記載[図面への記載例] 防火被覆を貫通して設備器具を取り付ける場合の措置<table border="1"><tbody><tr><td>コンセントボックス・スイッチボックス</td><td>・省令準耐火構造仕様のコンセントボックス・スイッチボックスを設置（内壁）（カタログ参照） ・グラスワール断熱材で覆う（外壁）</td></tr><tr><td>ダクト</td><td>鋼板製ダクトを使用</td></tr><tr><td>埋込み照明器具</td><td>・グラスワール断熱材で覆う（2階天井） ・鋼板製器具埋込み枠を設置（1階天井）</td></tr></tbody></table>・鋼製の枠、金属プレート等の防火被覆が一体となった器具を使用する場合は、当該器具のカタログも添付	コンセントボックス・スイッチボックス	・省令準耐火構造仕様のコンセントボックス・スイッチボックスを設置（内壁）（カタログ参照） ・グラスワール断熱材で覆う（外壁）	ダクト	鋼板製ダクトを使用	埋込み照明器具	・グラスワール断熱材で覆う（2階天井） ・鋼板製器具埋込み枠を設置（1階天井）
コンセントボックス・スイッチボックス	・省令準耐火構造仕様のコンセントボックス・スイッチボックスを設置（内壁）（カタログ参照） ・グラスワール断熱材で覆う（外壁）						
ダクト	鋼板製ダクトを使用						
埋込み照明器具	・グラスワール断熱材で覆う（2階天井） ・鋼板製器具埋込み枠を設置（1階天井）						
							

＜現場検査＞

現行	(追加) 令和6年10月以後の設計検査申請分から
設計図書どおりに施工した旨を工事監理者が「工事内容確認チェックシート」により確認	<p>防火被覆貫通部の設備器具の納品書、施工写真等を現場検査時に検査機関へ提示</p>  <p>! <ul style="list-style-type: none">・写真是物件が特定できるよう物件名、施工場所、撮影日を記載した黒板と一緒に撮影してください。・現場検査時に、必ず納品書や施工写真をご準備ください。納品書や施工写真の取り忘れや紛失等により、施工箇所の確認ができない場合は、目視により施工箇所を確認します。</p>

〈省令準耐火構造について詳しくはこちら〉

【フラット35】サイト「省令準耐火構造の住宅とは」
<https://www.flat35.com/business/shinchiku/syorei.html>



省令準耐火構造

検索

〈事業者向け〉

技術基準



お電話でのお問合せ

仕様書サポートダイヤル（通話有料）

0570 - 0860 - 44

営業時間9:00~17:00(祝日、年末年始を除く。)ご利用
いただけない場合は、Tel 03-5800-8163へ（通話有料）。



住まいのしあわせを、ともにつくる。

住宅金融支援機構

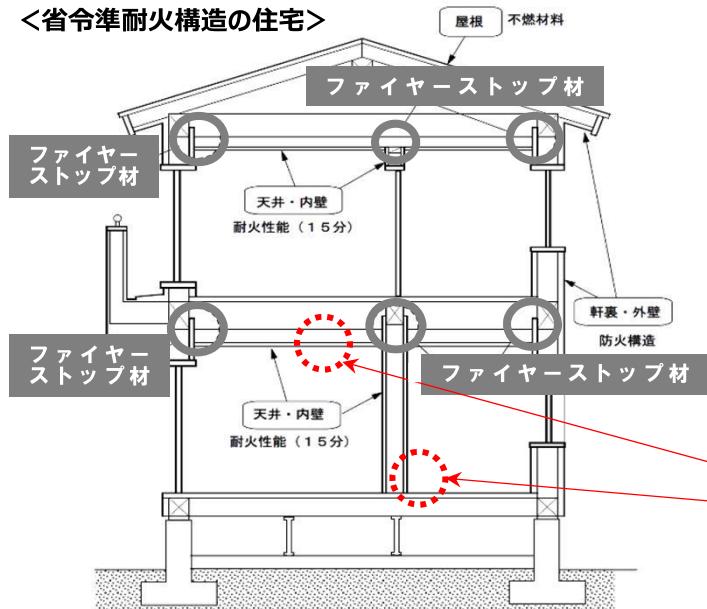
[令和6年8月作成]

省令準耐火構造※の住宅とは？

建築基準法で定める準耐火構造に準ずる防火性能を持つ構造として、住宅金融支援機構が定める基準に適合する住宅をいい、以下の特徴があります。

※ 勤労者財産形成促進法施行令第36条第2項及び第3項の基準を定める省令（平成19年厚生労働省・国土交通省令第1号）第1条第1項第1号□(2)に規定する構造

<省令準耐火構造の住宅>



(注) 開口部に防火設備を設置する必要なし。床は制約なし。

特徴 1

外部からの延焼防止

- ①屋根：不燃材料で造りまたは葺く
- ②外壁及び軒裏：防火構造とする

特徴 2

各室防火

- ③天井・壁にせっこうボード

特徴 3

他室への延焼遅延

- ④壁または天井の防火被覆を貫通して設備器具を取り付ける場合の防火被覆措置

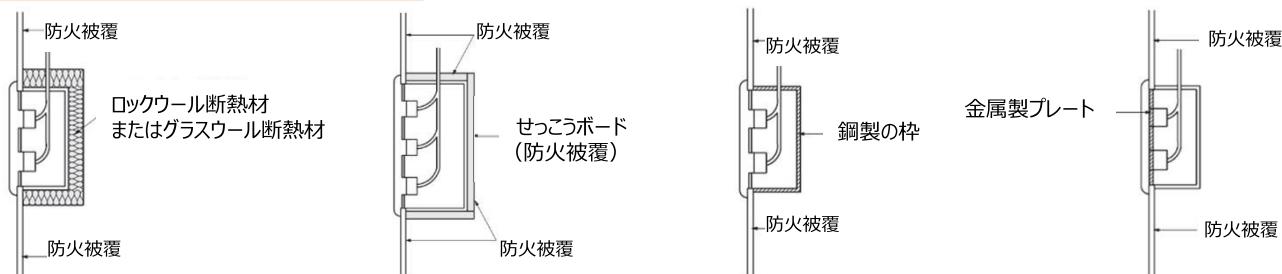
- ⑤ファイヤーストップ材の設置 等

防火被覆を貫通して設備器具（コンセントボックス・ダクト・埋込み照明器具等）を取り付ける場合は、防火被覆措置が必要です！

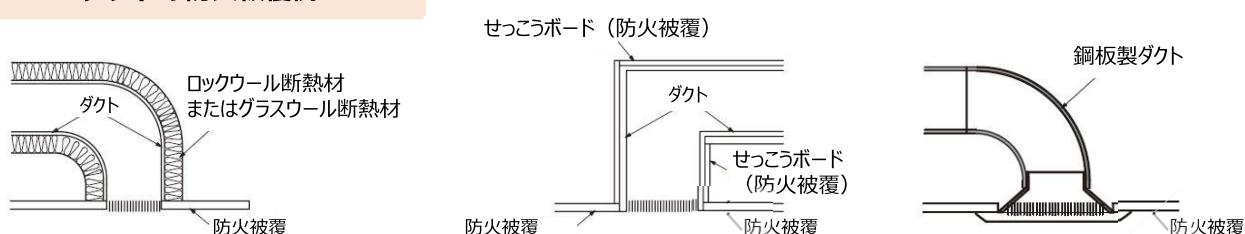
壁または天井の防火被覆を貫通して設備器具を取り付ける場合は設備器具又は設備器具の裏面を、当該部分に空隙が生じないよう不燃材料又は準不燃材料で造り又は覆う必要があります。

※ 電気ケーブルを通すために必要な開口部の防火被覆措置は不要

コンセントボックスの防火被覆例



ダクトの防火被覆例



埋込み照明器具の防火被覆例

